

包括的な相談支援の中での住まい支援について **～坂井市の場合～**

坂井市健康福祉部福祉総合相談課
社会福祉士 齊藤 正晃

坂井市の概要

福井県坂井市 2024.4.1現在

人口 88,666人
世帯数 33,384世帯
面積 209.67km²
高齢化率 29.5%



(教育) 公立小学校数 19校 公立中学校数 5校
(子ども) こども家庭センター(直営) 1か所
(高齢) 地域包括支援センター 委託4か所
(障害) 基幹相談支援センター(2市広域設置) 1か所
委託相談支援事業所 3か所(者:2か所、児:1か所)
(困窮) 生活困窮者自立支援機関 直営+委託 1か所
(地域) まちづくり協議会 23拠点
地域福祉推進基礎組織 36か所

まちづくり協議会の単位=地域福祉推進基礎組織単位 (三国は生活圏域で細かい設置)



越前がに



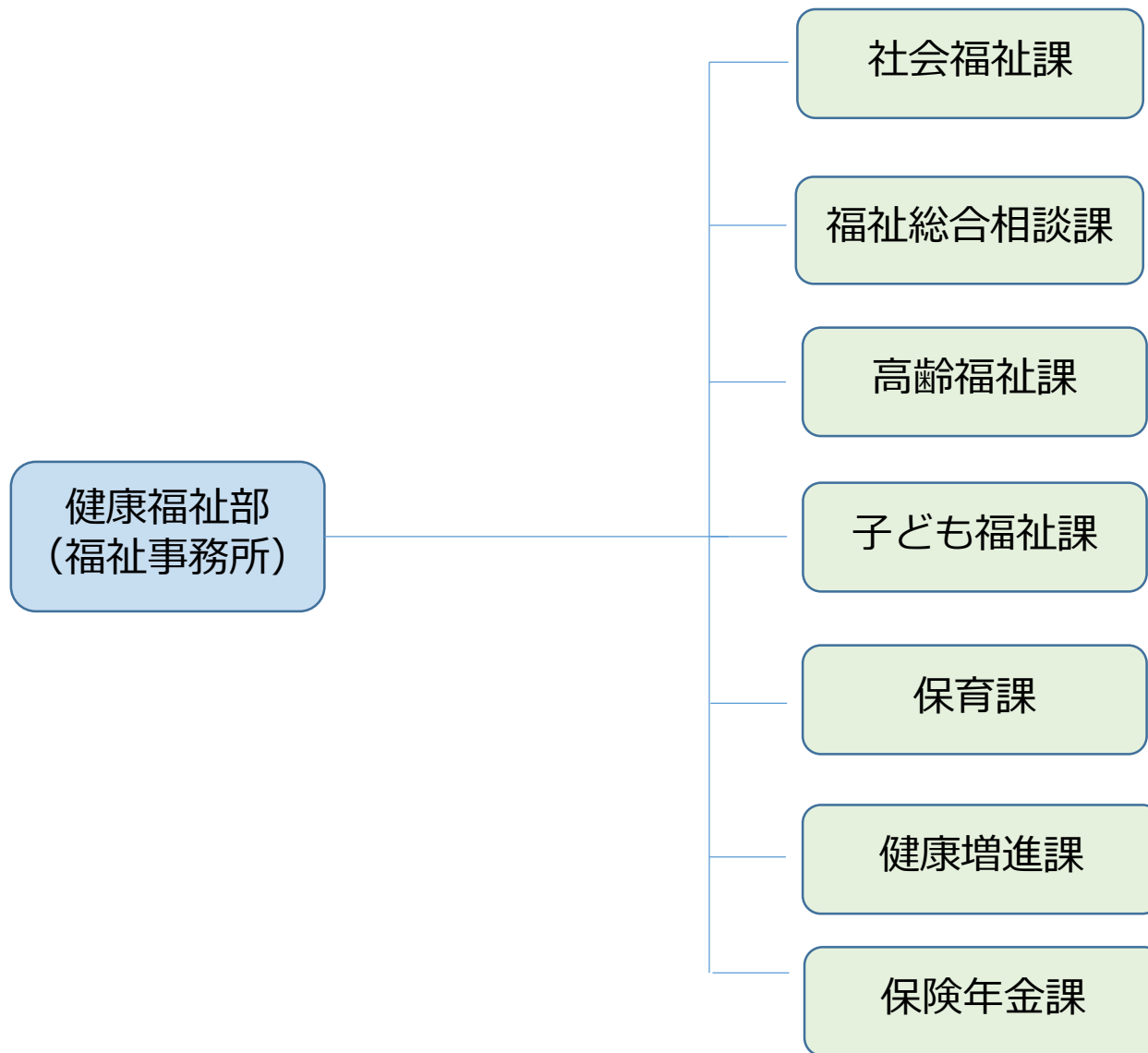
心から

笑顔になれるまち

さかい



坂井市 福祉部の組織について



令和6年度 坂井市 福祉分野相談体制

○高齢者福祉
(地域包括支援センター)
高齢福祉課

【R6.4.1現在】
65歳以上 26,135人
75歳以上 14,216人
要支援 954人
要介護 3,566人
認定率 17.3%

**中核機関
(直営)**

高齢福祉課
地区担当

地区地域包括支援センター

担当エリア: 4つの日常圏域ごとに、地域包括
を1か所設置(委託先: 社福法人)

居宅支援事業所
(ケアマネジャー)

○障害者福祉
(基幹相談支援センター等)
社会福祉課

【R6.4.1現在】
障害者手帳 身体 3,279人
療育 791人
精神 1,054人
自立支援医療 1,772人
障害福祉サービス利用 916人



【第3層】
地域における相談体制の整備・社会資源の開発など

総合的・専門的な相談の実施
地域の相談支援体制の強化
地域の相談事業者への専門的な指導助言・人材育成
地域移行・地域定着支援の取り組み
権利擁護・虐待防止

【第2層】
一般的な相談支援

福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)
社会資源を活用するための支援
社会生活を高めるための支援
ピアカウンセリング
権利擁護のために必要な援助
専門機関の紹介

【第1層】
基本相談支援
計画相談支援等
サービス利用支援・継続サービス利用支援

○生活困窮者支援
(自立相談支援機関) 福祉総合相談室

新規相談受付件数 291人(R6年度)

福祉総合相談課

生活保護と生活困窮者支援を一体的に実施
多機関協働の中核

福祉事務所

生活保護

委託先: 市社協

自立相談支援機関
(自立相談支援事業)

社協から専門職
3名が出向

家計改善
支援事業
社協から専門職1名
が出向

就労準備
支援事業

委託先: 社会福
祉法人(障害福祉)

三国・福井
ハローワーク

生活保護受給者等
就労自立促進事業

市社協

生活福祉資金貸付
日常生活自立支援事業
生活たすけあい事業

相談支援機関

就労支援機関

庁内連携

○子ども・子育て家庭
(こども家庭センター) 子ども福祉課

こども家庭支援センター

母子保健
(健康増進課)

利用者支援
(子ども福祉課)

関係機関

役割分担・連携を図りつつ、
協働して支援を実施

ひとり親相談
女性相談

児童相談所

**要保護児童対策
地域協議会**

令和6年度 坂井市福祉総合相談課 体制

福祉総合相談課

次長・課長級 1名

〈生活保護係〉

参事級（SV）（兼） 1名
生保事務・経理（兼） 1名
三国担当ケースワーカー 1名
丸岡担当ケースワーカー 1名
春江担当ケースワーカー 1名
坂井担当ケースワーカー（兼） 1名
健康管理支援員（会年） 1名

〈相談支援企画・調整係〉

参事級（生保兼）
補佐級（障がい兼）
相談支援包括化推進員（事務兼）
相談支援包括化推進員（CW兼）

〈障がい相談係〉

保健師（補佐級） 1名
主事級（CW兼）
基幹相談支援員 2名
障害就労支援員 1名
相談支援員（丸/坂） 1名
相談支援員（三/春） 1名
相談支援員（児童） 1名

自立相談支援機関

〈総合相談係〉
主任相談支援員 1名
相談支援員 1名
就労支援員 1名
家計改善支援員 1名
居住支援員（兼務） 1名
就労準備支援員 1名
ひきこもり支援員 1名
アウトリーチ支援員 3名

計25名
市正職 8名

※赤色 = 社協 青色 = 社福法人

重層的支援体制整備事業

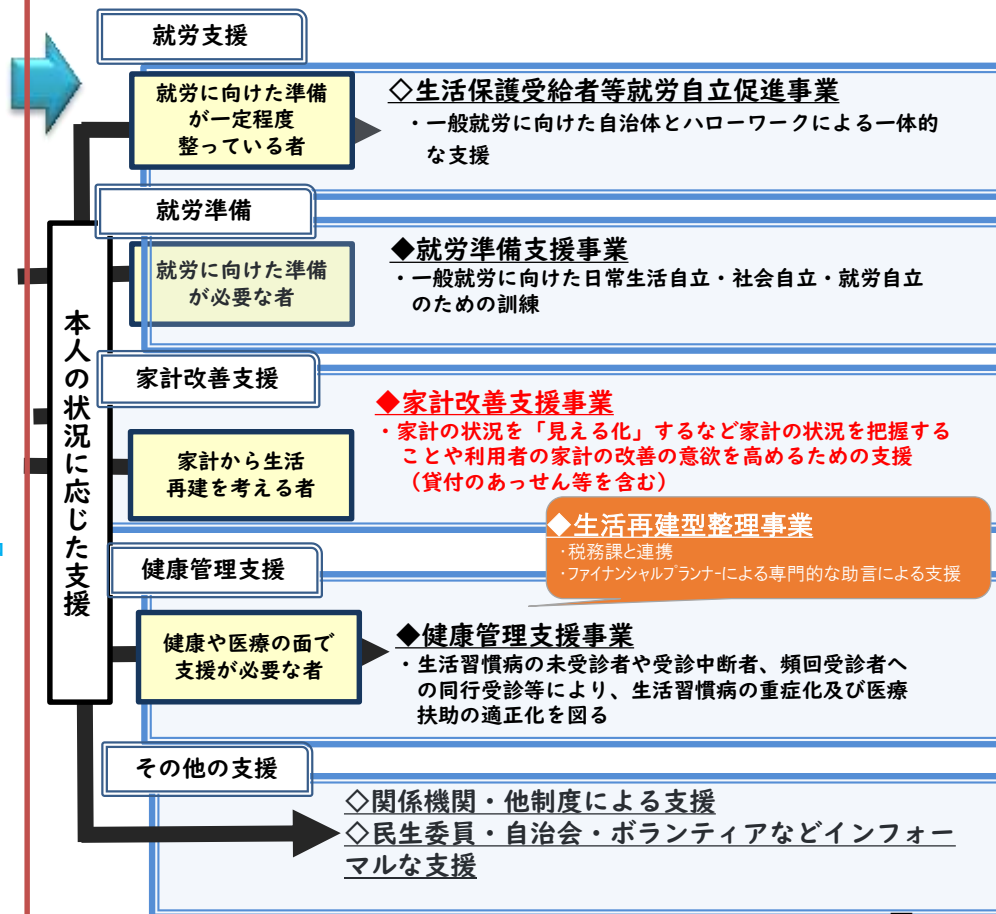
I 相談支援

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

III 地域づくりに向けた支援



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

国の動き

- 平成27年 9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）
- 平成28年 6月 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会の設置
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）**
- 平成29年 2月 社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 平成30年 4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年 5月 地域共生社会推進検討会設置
- 令和2年 3月 社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
- 令和3年 4月 改正社会福祉法施行
重層的支援体制整備事業の施行

国のモデル事業の採択を受け、市の体制の検討

坂井市の動き

平成28年 ○市民が相談しやすいワンストップ窓口として「福祉総合相談室（生活困窮所管課）」が誕生
→縦割り意識が強く、相談のたらいまわしが発生するなど課題山積

平成29年 ○「相談支援包括化推進会議」を設置
既存の会議体で解決できない課題を、多機関で検討するための新たな会議体の設置し継続的に開催

平成30年 ・「さかまる会議」の定期開催
・個別支援からでた地域課題を、地域づくりに活かすための取り組み検討⇒地域力強化推進会議
・身近な地域で相談がしやすい、支援しやすい体制づくりの検討（市＋社協）

令和2年 ○福祉保健総合計画策定
横断的・包括的な支援体制の構築に関する事項を検討し、計画化

令和3年 ○重層的支援体制整備事業の実施

令和4年 ○「ここサポ」運用開始
市民に分かりやすい、迷わない相談窓口の周知

令和5年 ○福祉保健総合計画 中間見直し

令和6年 ○住まい支援システム構築に関するモデル事業着手

坂井市 総合相談体制とさかまる会議(支援会議)



・どの窓口でも分野を問わず相談を受け止め、関係機関・団体の連携によって包括的に対応する総合相談「ここサポ」※体制を整備

※「個々に応じて、ここで丁寧に聴くこと」の意味を含めた愛称で各課・関係機関窓口等で掲示するとともに、広報やHPなどで市民に周知

・普段の連携で対応が困難な複雑・複合ケースの検討または分野をまたぐ課題共有が必要なときになどに、各課に配置されたマネージャー(相談支援包括化推進員)が、各課・機関同士のコーディネーターとして調整し、さかまる会議(支援会議)を開催。

市民 民生・児童委員 福祉委員 他部局(税・住宅・水道など) など

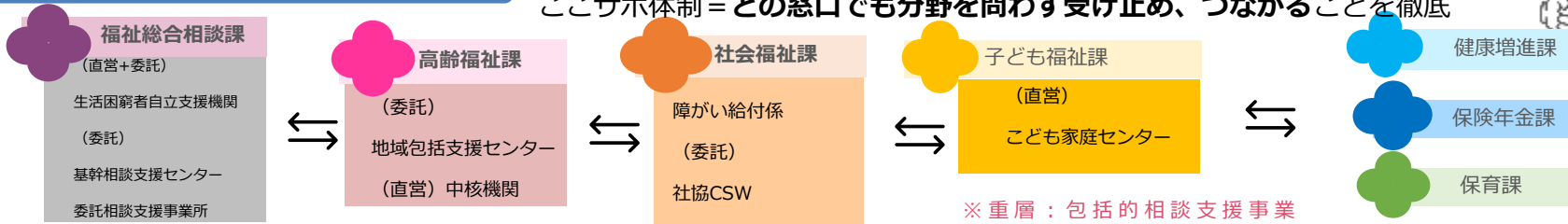
相談

市健康福祉部各課および各相談支援機関

ここサポ体制 = どの窓口でも分野を問わず受け止め、つながることを徹底



このマークを各課、関係機関窓口に提示。

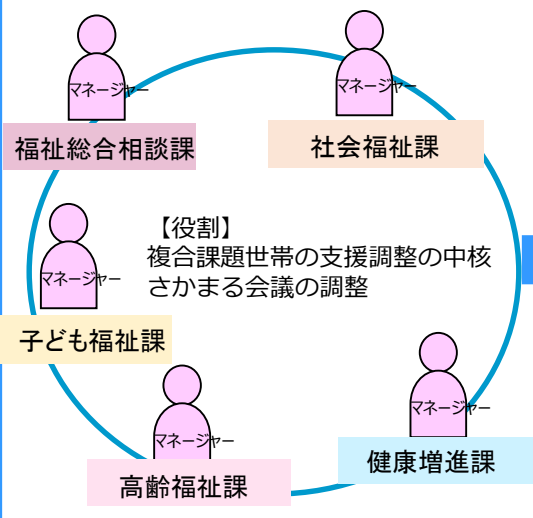


調整
相談

・「普段の連携で対応が困難な場合や全体で共有すべき案件」をマネージャーに相談

マネージャー(相談支援包括化推進員)

※重層：多機関協働事業



さかまる会議

※社会福祉法第106条の6に規定する支援会議

	定例	随時
開催日	毎月第3火曜日(基本)	随時
司会進行(ファシリ)	各課持ち回り	適時
参加者	固定+a(健康福祉部各課は必ず出席) 世代・職域を超えて参画	事案関係者
主な対象ケースおよび特徴	- 複雑だが緊急でない - 既存制度で対応できない課題などを全体で共有したい - 行政職員中心	- 課を超えた役割分担が必要かつ定例より具体的な役割分担が必要な場合 - 参加支援・アウトリーチ事業の活用希望 - 相談実務者等中心
目的機能	①複雑・複合的な相談に対する課題整理、情報共有 ②支援に向けた総合的な援助方針・役割分担 ③組織内のOJT機能(人材育成機能)	①各分野をまたぐ案件であって、担当課同士で役割分担しづらい場合の具体的な役割分担を整理 ②参加支援・アウトリーチ事業活用検討も兼ねる

さかまる会議の工夫

・会議が円滑・円満に実施されるよう、心得(グランドルール)を定め、会議の冒頭に参加者全員で確認。

(心得策定の背景・目的)

分野や世代が混合した会議体であるため、立ち上げ時は、意見を言いにくかったり、特定の機関に責任を問うようないわゆる「裁判会議」になってしまうことがあったため、その反省から心得の背景※を周知、徹底することで、参加者の心理的安全性を確保する。

※以下 心得と背景例示

さかまる会議 心得

敷居を低くする

情報が収集不足と責められるまたは、不足しているまたは、資料作成が面しんどいなどの理由から会議に出すのを躊躇することがないように。不足は、会議の中で収集・役割を決めればよい。

第一条 情報不足と感ずても、会議に挙げるべし。

第二条 会議開催の連絡があつたら、「必ず参加します」言うべし。

第三条 会議のはじめに目的を共有するべし。

第四条 支援者のしんどさを共有するべし。

第五条 メンバーから聞かれて、わからないことは、「わからない」と伝え、

メンバーは責めるべからず。(必要な情報収集は、その会議で内容と役割分担を決める)

第六条 質問は、質問の前に意図を伝えるべし。

第七条 他の機関の意見を否定するべからず。

第八条 自分の担当の役割、会議メンバーの担当の役割にこだわらず、積極的に発言するべし。

第九条 守秘義務を徹底するべし。

第十条 生活者・QOLの重視、エンパワメント(利用者自身による問題解決)、支援対象者の主体性を尊重するべし。

第十一条 制度に捉われない支援の方法を考えるべし。

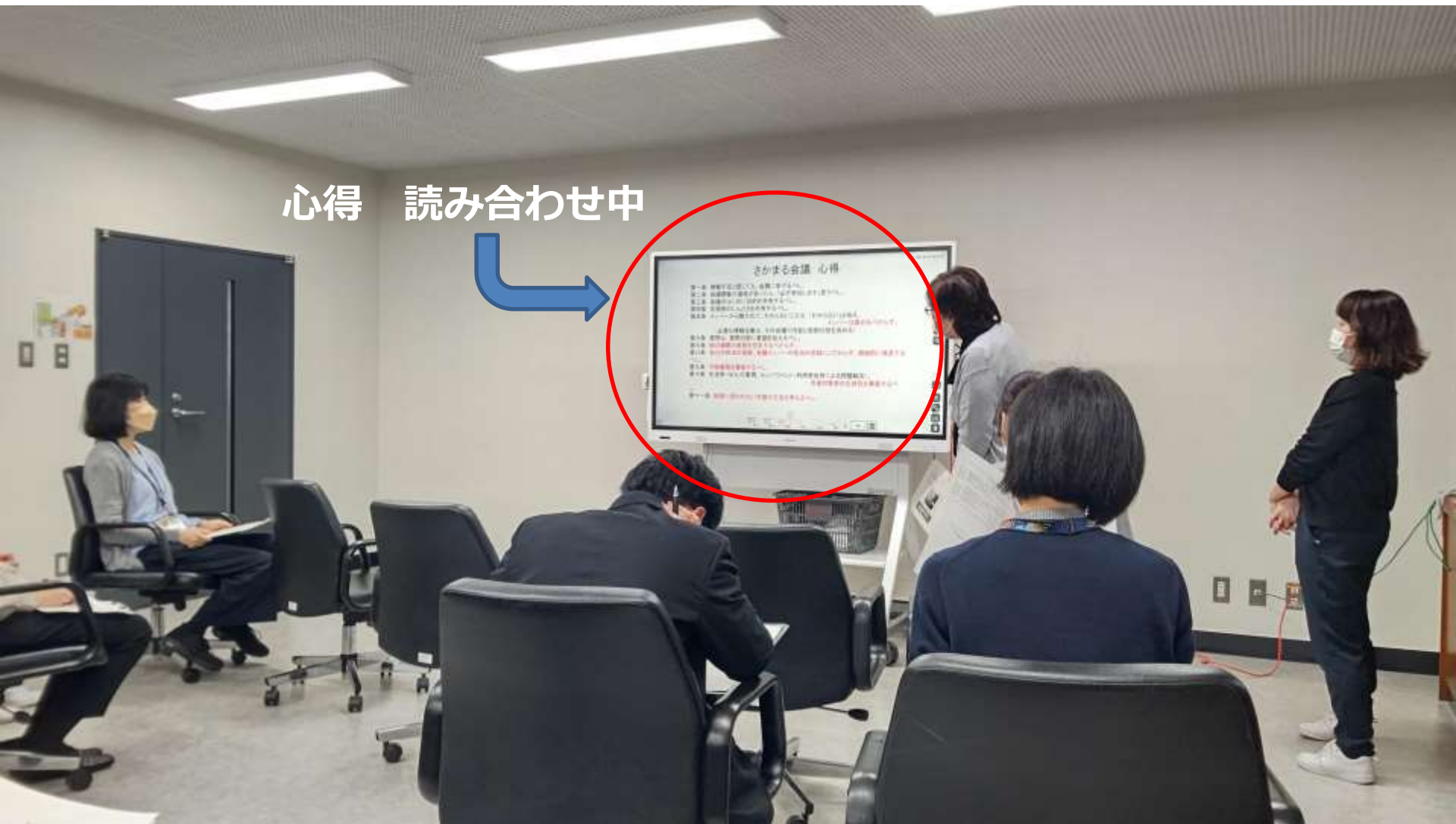
支援者を支援

支援に困っている状態を共有することが大事。支援者同士の憩い処であってほしい。

安心して発言

年齢や役職を超えて安心して意見が言え、受け止められる場であってほしい

さかまる会議の様子

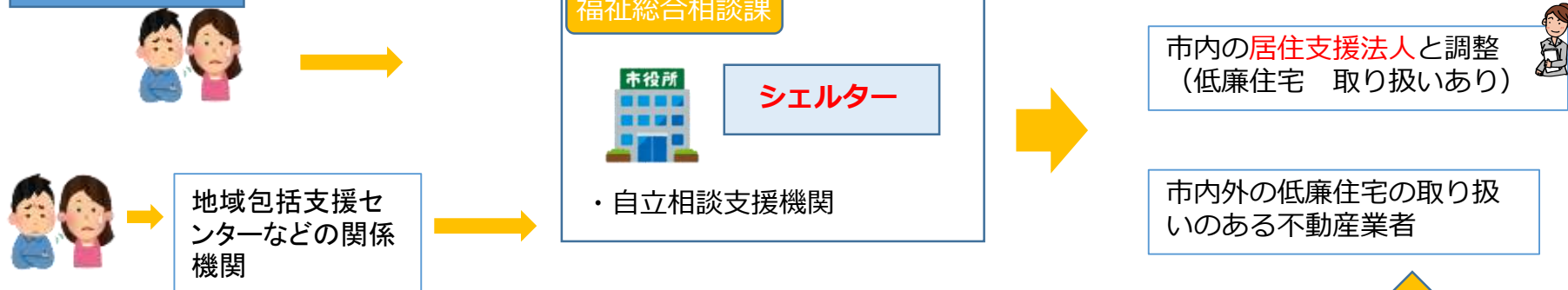


住まい支援に焦点を当てて

一時生活支援事業(これまでの取り組み)

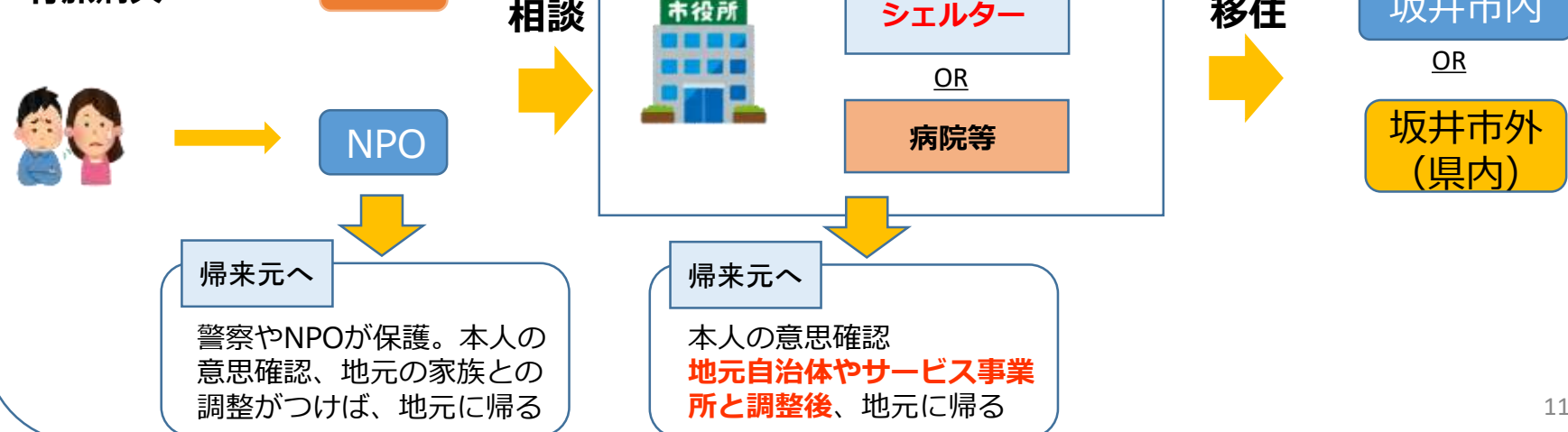
○ハイリスク地を抱える事情もあって、生活困窮者自立支援制度開始当初(H27)より、一時生活支援事業を実施

市民からの相談



市民以外からの相談

- ・自殺企図者
- ・行旅病人



居住支援の必要性

① 増加する住宅確保要配慮者

高齢化（とくに単身高齢者の増加）に加え、コロナ禍により減収する者の増加。

・住宅確保要配慮者とは低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等

②地域で活用可能な住宅の情報集約や、住宅の相談支援を行う窓口が明確でないため、ケアマネジャーや地域包括、生活困窮者・障がい者の相談事業所、生活保護のケースワーカー、医療ソーシャルワーカー等が、**個別の努力で不動産店と交渉**。住宅と福祉が連携しての居住支援の必要がある。

③物件はあっても、リスク（トラブルの種）を恐れて貸し渋りがおこる。

・保証人がいない人の対応は特に困難。

・背景に多重債務や家族との関係、障がい・疾患等の複合的な課題がある。

・単に住宅探しだけでなく、転居後の生活の安定を見据えた支援が必要。

④住宅と福祉の協働を求める現場の声（R2.9.2 坂井地区ワーキングより）

・不動産事業所、行政、福祉関係者の人の顔が見える仕組みづくりが大切である。入居させるだけの関係ではいけない。



続く

現状分析

○ R2 福井県「住宅確保要配慮者の住まい探し実態調査」への坂井市（都市計画課・福祉総合相談室（生保+生活困窮）・高齢福祉課（各地域包括含む）・社会福祉課（委託相談含む）・子育て支援課（現：子ども福祉課））回答（調査期間：R元7月～R2年6月）

○ 各課が相談対応等により把握した者の要配慮区分（属性・特性）は、低所得者が最も多く、高齢者や障がい者、母子父子の者（以下「高齢者等」とする）となっている。**高齢者等が低所得化し住宅確保に配慮が必要**とみられる。現在、各課の相談において、**高齢化、精神障害者増化傾向に加えて、コロナ禍の影響による困窮相談の増加にあるため、今後さらに住宅確保に配慮を要する相談の増加は避けられない**状況である。

n = 233

140

要配慮者特性別の集計

120

100

80

60

40

20

0

低所得者

高齢者

障がい者

母子父子

外国人

離婚後

相談者とその要配慮特性をクロス

要配慮者特性該当数	1つ			2つ					3つ			4つ	相談 件数
課別相談者 属性内訳	低	高	離	低 高	低 障	低 母	低 外	高 障	低 母 外	低 高 障	低 高 外	低 障 母 外	
都市計画	25			19	8	16	2		2			1	73
福祉総合相談室（生活保護）	8			7	2		1			1	1		20
福祉総合相談室(生活困窮)	11	1		2	2								16
地域包括支援センター		12		4				4					20
社会福祉課					4								4
障がい者相談支援事業所					6								6
子ども福祉課			3										3
総計	44	13	3	32	22	16	3	4	2	1	1	1	142

相談総件数の49%を高齢者等の低所得者が占めている

第3次坂井市福祉保健総合計画概要 (2021～2026)

坂井市の福祉保健に関わる基本方針を示すとともに、関連する個別計画を横断・包括する計画です。

制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手・受け手」という関係性を超えて、あらゆる世代の住民や多様な主体が参画し、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

第2次坂井市総合計画 (2020～2029)

【将来像】輝く未来へ・・・みんなで創る希望のまち
～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～

第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり

▲ 総合計画の部門計画として位置づけ

▼ 第3次坂井市福祉保健総合計画が包括する個別計画



坂井市地域共生社会推進会議(各分野の代表者会議)

- ①福祉保健総合計画の進捗確認 ②重点事業である重層的支援体制整備事業の進捗確認 ③その他福祉政策に関すること

第3次坂井市地域福祉計画・地域福祉活動計画(かたいけのプラン)

つながり、安心して暮らせる「地域共生社会の実現」を目指し、行政計画である「地域福祉計画」と民間計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定、両輪として一体的に推進する計画。(地域福祉計画は、市域における施策等を中心に推進方針を示すのに対して、地域福祉活動計画は、身近な圏域において、地域住民等が地域で福祉推進を行うための活動等を中心に示すもの)

坂井市地域福祉計画

基本目標 みんなで絆を深めよう 地域のまとまりがまちのちから

5つの基本施策

【1】
点ではなく面で支える
支援体制づくり

【2】
お互いさまのこ
ろで支えあえる人
づくり

【3】
ふれあい、支え合
いの地域づくり

【4】
誰もが生きがいや
役割を持てる社会
参加の支援

【5】
誰もが安心して暮ら
せる仕組みづくり

推進項目

1-(1)住民の相談を包括的に受け止める仕組みづくり
1-(2)多機関の協働による包括的な相談支援体制の充実

2-(1)福祉教育の推進
2-(2)地域福祉活動を担う人材の発掘と育成

3-(1)住民だからこそ支え合い活動の推進
3-(2)地域福祉コミュニティの形成
3-(3)住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくり
3-(4)広報啓発活動の充実

4-(1)誰もが役割を持ち社会参加するための支援

5-(1)安全・安心の体制づくり
5-(2)生活困窮者の自立支援の充実

【推進項目】：住宅確保要配慮者を対象とした居住支援

坂井市地域福祉活動計画

基本目標 みんなが主役 ふだんのくらしのしあわせづくり

3つの基本計画

【1】
お互いさまのこ
ろで支えあえ
る人づくり

【2】
ふれあい、支
え合いの地域
づくり

【3】
福祉活動を応
援する体制づ
くり

12の実施計画

1-① おもいあえる心を育てよう
1-② 福祉に関する広報・啓発をしよう
1-③ 福祉について学ぶ機会をつくろう
1-④ 一人一人が活躍できる活動を地域で
すすめよう
1-⑤ 福祉の担い手を増やそう

2-① 誰もが集える居場所をつくろう
2-② ご近所の気になりな人を早期発見
しよう
2-③ 地域を良くするための話し合える場
をつくろう
2-④ 災害時も安心できる地域をつくろう

3-① 住民と専門職のつながりをつくろ
う
3-② 民間の福祉活動を広げよう
3-③ 地域福祉の財源を確保しよう

支部住民福祉活動計画

みくに支部
やさしさとあたたかさで
みんなが安心して住める街みくに

1 居場所づくり
2 つながりづくり
3 地区ふくしの会の充実
4 安心して暮らせるちいきづくり

まるおか支部
広げよう地域に根ざした思いやり
～人も見逃さない絆づくり～

1 つながりづくり
2 連携づくり
3 見守りの仕組みづくり
4 子どもの参加・こころづくり

はるえ支部
思いやり 広がる地域に 幸せ
の輪

1 人材発掘・育成
2 場づくり
3 つながりづくり
4 見守りの強化

さかい支部
「かたいけの」「おかげさんで」
ぬくもり感じるまち 坂井

1 福祉の理解促進
2 居場所づくり
3 見守り
4 福祉の学び

現状

- 令和2年福井県「住宅確保要配慮者※1の住まい探し実態調査」坂井市分によれば
相談対応等により把握した者の属性・特性（要配慮区分）は、低所得者が最も多く、高齢者や障がい者、ひとり親（以下「高齢者等」とする）となっている。とくに**高齢者等の低所得者が総相談件数の49%**を占めている。今後さらに住宅確保に配慮を要する相談の増加が見込まれる状況である。

○坂井市（福祉総合相談課）における住まいの相談件数 ※令和2年は、コロナ禍により相談者が増加した。

- 福祉総合相談課における住まい関連の相談件数も年々増加
高齢福祉課、社会福祉課においても同様

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
52件	153件※	77件	82件

- 市営住宅入居者の高齢化
市営住宅入居者に占める高齢者の割合が令和元年**37%**に対し、令和4年**45%**と高齢化が顕著

住宅確保配慮者のニーズが拡大しているものの、各部署の個別対応し、苦慮している状況

令和6年度取組み

- 国のモデル事業を活用し、部局（福祉部局・住宅部局）を超えて、住宅確保要配慮者の**住まい相談にも対応する「ここサポ」体制を構築する**

- 福祉総合相談課に**居住支援員を配置**
← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割を担う
- 都市計画課・不動産関係団体、※2居住支援法人等の関係機関との連携体制を構築

〔役割〕

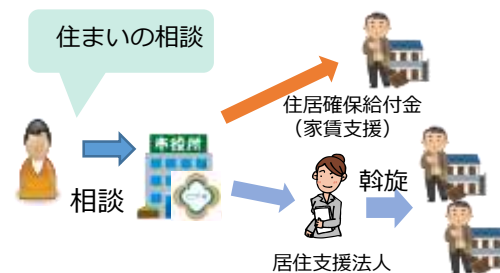
- ① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
- ② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
- ③ 資源の開拓（住宅要配慮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）等

居住支援協議会等の設置検討

都市計画課・健康福祉部・居住支援法人等で構成想定
（県の協力を得る）

〔役割〕

- ・ ① ネットワークの形成
・ 行政の福祉分野、住宅分野、土地建物取引業者、賃貸住宅管理会社、家賃債務保証業者、住宅支援団体、学識経験者等のネットワーク化を図る。
- ② 各分野の課題と役割の整理
・ 各分野の業務内容や課題について、整理し、分析をおこなう。



市内の特徴ある居住支援法人

社会福祉士と精神保健福祉士が在籍する不動産会社（（株）丸岡土地開発） 不動産ソーシャルワーカー

【社長】

保有資格：宅建や相続支援コンサルなど + 社会福祉士、精神保健福祉士

【社員】

保有資格：社会福祉士、精神保健福祉士

生活困窮者自立支援制度が始まる前から付き合いがあった。

生活保護の家賃代理納付や住居確保給付金など、制度とつながるようになってさらに付き合いが増え、

居住支援法人の認定取得

現在：住まいを含めた相談支援体制構築や居住支援協議会の立ち上げに向けて相談中

【社長のお言葉】

○不動産と福祉を両方経験してわかったこと

- ・ 大家さんは案外寛容な人が多い
- ・ 様々な課題があっても、支援体制が組まれていると大リスクになりにくい
- ・ 希望賃料と相場に乖離がある

～取組中～

→居住支援利用による空室対策

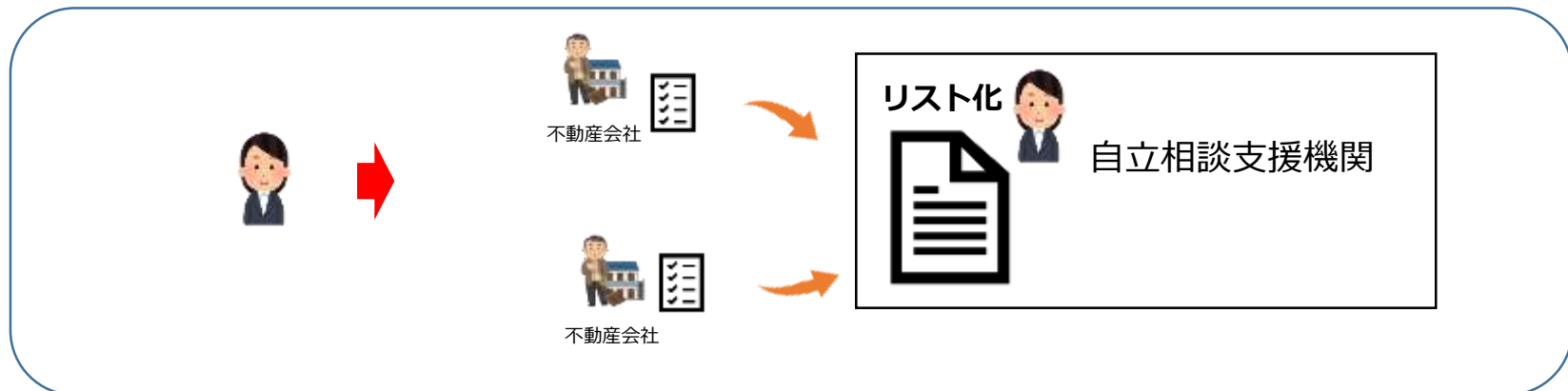
→低所得者向けのシェアハウス計画

関係先のヒアリングから

○居住支援員が市内の居住支援法人のほか、住宅セーフティネット協力店や付き合いのある業者に訪問し、事業説明や近況についてヒアリングを実施。

業者	ご意見
A業者	入居している高齢者で心配な人がいる。どこに相談しようか迷っていた。
B業者	単身独居で、家賃滞納気味になる人が複数いる。公的機関と相談できるのはありがたい。住居確保給付金の利用勧奨してみます。
C業者	賃貸アパートの所有は少ない。一軒家(空き家)なら低廉な物件がある。

○業者が所持している低廉物件について伺い、リスト化し自立支援機関内で共有。



居住支援の事例(単身、傷病者世帯)

【ケース事例】

主：60代（救護施設で生活）

【概要】

生活保護受給者。保護申請前は、がんの手術後に通院をやめ、アパートに引きこもり**セルフネグレクト状態**であったため、生活保護開始後に救護施設に入所。年金は受給しておらず、保護費のみで生活している。

近隣の市に姉が、県外に息子がいるが、どちらからも縁を切られている。

救護施設の生活になじめず、他利用者とも折り合いが悪く**施設を出たい**と訴え。また、**がんの転移**が見つかり、余命二年の宣告を受けたことで「最期は住み慣れた土地で暮らしたい」という思いがより強くなる。救護施設側も本人の意思を尊重して施設退所を勧めていた。

課題

・生活の見守り

施設を退所してアパートに入居した後、がんの進行や抗がん剤の副作用により体調の急変が考えられるが、ケースワーカーのみでは夜間休日に動けなくなった場合の対応や常時の見守りが困難。セルフネグレクト状態だった経緯から、自らは周囲に助けを求めない可能性も考えられる。年齢が65歳未満であることや末期がんではないことから地域包括の見守りや介護サービスの導入もできなかった。

・緊急連絡先

近親からは縁を切られており、遠縁の親族を緊急連絡先として賃貸保証委託を申し込んだが、審査に落ちてしまった。

みまもり支援付き家賃債務保証

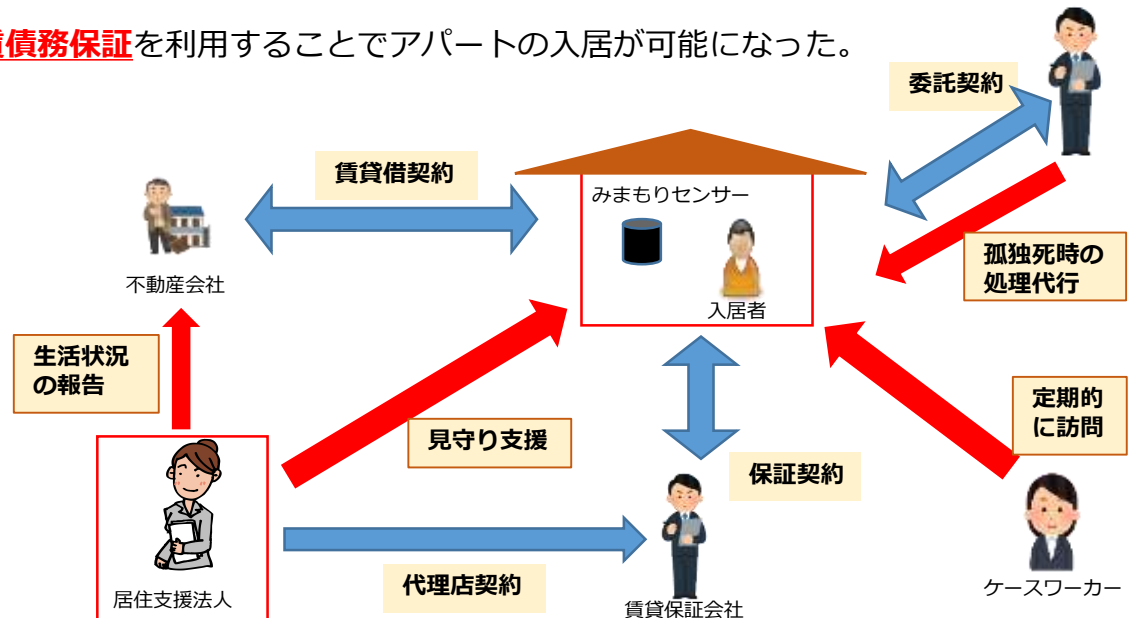
居住支援法人が提供する**みまもり支援付き家賃債務保証**を利用することでアパートの入居が可能になった。

①みまもり支援

アパートに設置した**みまもりセンサー**で**安否確認**を行う。安否が確認できない場合には居住支援法人に通知が届き、居住支援法人が自宅を訪問して状況確認、必要があれば受診同行を行う（受診同行は毎月の基本料金の他に追加料金が必要）。

②家賃債務保証

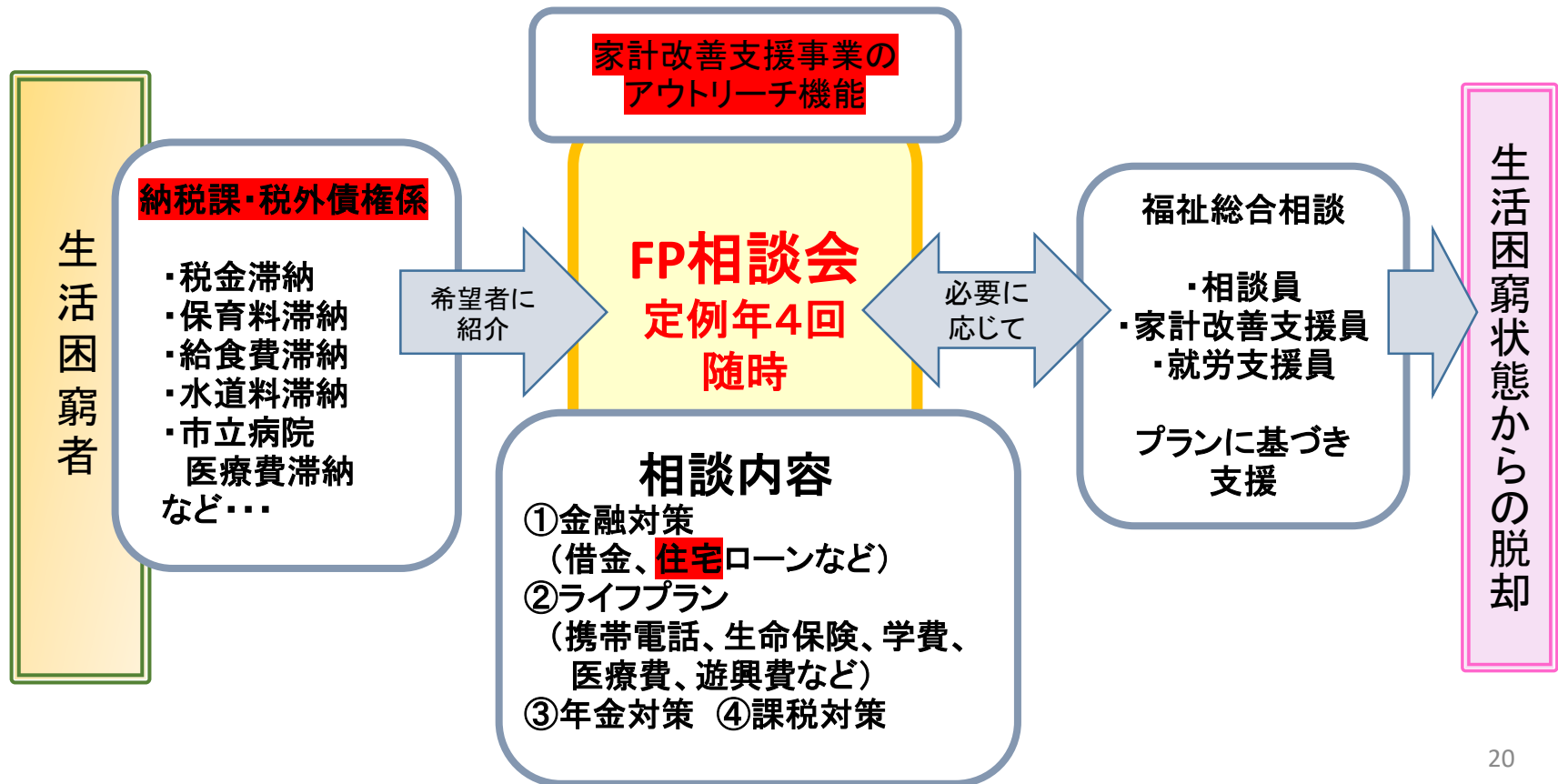
居住支援法人が緊急連絡先として連絡先を提供。無断退去時・孤独死時には、提携の会社が**賃貸借契約の解除**（弁護士等による内容証明通知）、**残置物の片付け**、**現状回復**を行う。



坂井市生活再建型滞納整理事業

事業の概要

- 平成29年度より実施。
- 税や水道、保育料など滞納者に対して、困窮状態が悪化する前の前方相談窓口としてFP相談会を設置する。
- 上記相談だけでは対応が困難な税・水道・保育料等の滞納になっている者に対して、**徴収部門が聞き取り**し必要に応じ福祉総合相談へ繋ぐ。



生活再建に
実績がある
ファイナンシャルプランナー



坂井市役所

納税課、福祉総合相談課
受講を希望する他課

社会福祉協議会

主任相談員、相談員、就労支援員、
家計改善支援員
日常生活自立支援事業担当者 等

勉強会の効果

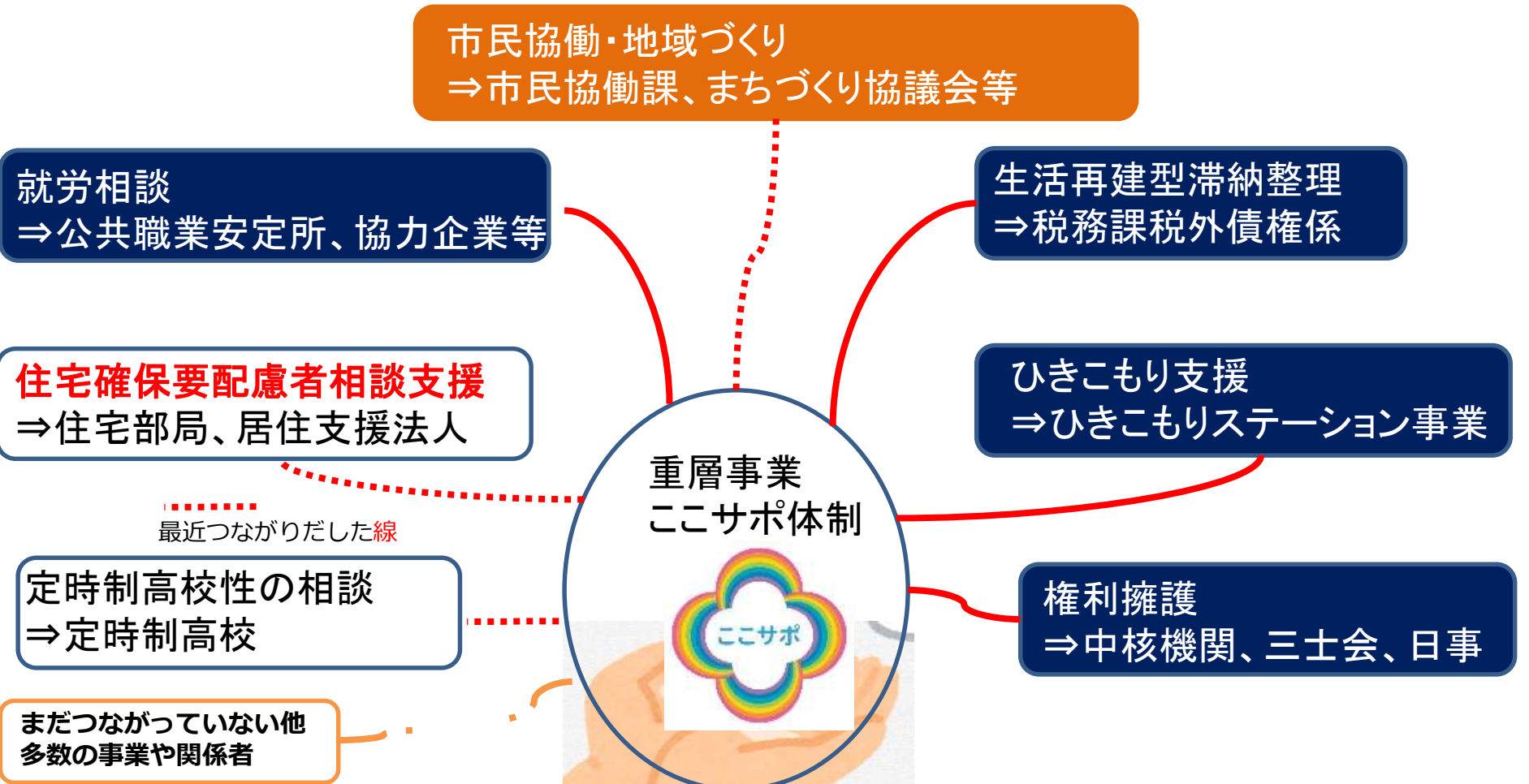
市役所職員と社会福祉協議会職員が、幅広い知識を持つ者が増えることにより、**坂井市全体の支援体制のレベルアップ**につながり、**市民により良いサービスが提供することが**できる。

(家計改善支援員も参加)

令和5年度に行われた勉強会では
○借入金対策 (**住宅**ローン、教育ローン、リバースモーゲージなど) について学びました
～分からないことは、**その場でFPの先生に質問**

坂井市における包括的な支援体制と重層事業等との関係性イメージ

- 包括的支援体制の整備に取り組む過程において、福祉分野外の事業や関係者等にも広がりも見られる
- 一方で点で展開されていたり、つながりが不十分といった課題も浮き彫り
- 本取組を整備する過程で、潜在化していたものが顕在化するといった新たな気づきにつながることも



○地域共生社会推進会議、ここサポ研修、さかまる会議
ここサポ体制を支える人材養成
地域共生社会の理念・文化の定着を図り続けることが重要



魅力あふれる北陸育ちの特産品



ほか、越前そば、メロン、油揚げ、焼き鯖寿司、
越前織などなど・・・

ふるさと納税の返礼品にもなっています

ふるさとチョイス
坂井市ページ



詳しくはこちら



楽天ふるさと
納税坂井市ページ

